鐵網録

二冊

特別
14
1919
18

176325

◎秘蔵のかう　宗祇秘十帖

○蓮の花

蓮の花ふとしふること海の子ひろひもとる。
かすみたる時は遠山さすの蓮の葉もゝ、そゝろ沙の
そゝろ、不のうまあれハ云ゝ

蓮花ともあり花たゝ山の殺（カスム）花をも
蓮の花をくまさうとも

○時大臣

大臣なる志ぎこうといふる人を後鳥羽の時大臣とい
ふ人をもつ世ハ子ゝ原抄天皇の時ゝ日をもくらう

38- 8847

[illegible]

○[illegible]の家

[illegible]の家といふことを、ひえの山よ、佛法をたゞまもりしめ[illegible]方法をもてもてひやうしうる[illegible]人[illegible]ひて日枝の山よ、うつみ給ひけるこゝ、そのくちりを四る佛法妻昌しうることこゝをもて[illegible]の葉の家をもて[illegible]今る日枝の山よあつまる人志[illegible]ふ[illegible]いろ〳〵ま[illegible]う〳〵作

家[illegible]ばとて[illegible]の葉のあとをしる〳〵

○[illegible]

[illegible]の葉ふどを度のことゝ性[illegible]

○[illegible]

[illegible]二[illegible]の中[illegible]

[illegible]人の[illegible]

○そうるき

[illegible]といふこゝ事件といふ人家[illegible]

[illegible]砌の[illegible]

[illegible]風[illegible]

[illegible]砌の[illegible]

[illegible]

我よこそつくき心もそなんなる

八重咲つくし歌のけしきよ

○藤の文　桜の文

つぼめる文とひらかるる文

うすくしろ鹿の毛をもいれたるの四五くはそめの文

うすくの花を一ふさむすびをくておくるもしるしの文

つぼめの文ともまた仮とも是を

是の中仮の物也此はつぼめを丸るとはいふ

ことあるべし　けだしさるべき文の中といふ

あをとりとつくる也　さて猴の文といふも若きわう

けんといひし仙人のつくる猴の話をもとにしこと

是を本の茶の文ともいふ　さるの話をつくることを称

しきこと也

○花の文

花の文とは杜若を[illegible]もう花事無事年年

くるたるの三のの八橋なる一枝とそうなる森の

杜若咲こそ花さも優なる見てけんの此杜若を花

の文を仰て一首の歌とよまるる

都をとくくまつ年浪の

花のうすもの一枚ずつのき

○菊の花絵

菊のきせわといふものは青ちりを菊のわたをきせ
九月九日ちりをさうとて九月九日ごさいまいりんおも
ゝて都のことゞも此絵きすることおるあくまり花をと
さうもんうみゝ

移院よりふりなるまぬんぞ
菊のきせ絵とりて花つゝ

○海の食

うみの物すまゝ人のきる食ものゝ海のおもて

のくもものゝひきうぶねをる板ちりを海ゝ
海ゝすて海の食とゝふことあるをれやらぬをき
云句ゝ食つけ命

海ゝの海の月のうるわるん是ゝ形ゝ
海のうすまゝひきうふゝよ

○ちゝひらの花

まあおとこ　なまあきるゝ　ちゝちゝるゝ
ゝおとこ　あつまゝ

○月ゝ食ゝうゝ

月ゝうゝうくとらゝ　主弘天皇のは

はるかなるこの女を遠ひければ彼あいてもはるかに
おもをうまらけて人よそんがをうつる人と彼
ふかちひうんといひしまま地男あのをまるりも
ちるおもをうひて人をんもを後るるるるるを彼男も
むるしんへ人をを去るとるるとを生りの彼を
さをともと数るるる多ハ数もるる
人りつるさハたるさのるるるる

○形人のの　金のの　心のの

るるみのあとりのをたるのしるるひる、戦馬ますま
で陸ひ、都くるゆし彼をもるるけるるん男を彼る

如人るるあひ陸ひるる人るるるるいつるるるる出るる
るるるもるるのあの人也普平心るるけるるの彼ひて
いるるる人るるるるるます、るるふ山数るひと見わ
たるる地方陸あるんと男陸ひるるれば彼女人仰ける
は義教のもるるる、ふるるきるるるるるる、住むる
るるる、くるるるるるの陸ひるるるるるるるるるる
まるる男をいるるくせいるるる人るるるる、話をるる
ゆるるやとおるるるめしるるるるるるるるる人のはいるるん
おるる義るるるつるるるるるるるるるるるるるる普平
仰けんる如人我るるるるるるるるるるるるるるるる仰
いるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる男の姫るるる也るるひ

[illegible]ものゝえんきとなる縁よ海きえ
[illegible]ひまつとも[illegible]さりなう[illegible]
[illegible]の契りなもやあるさん
[illegible]の路を忘れず[illegible]
[illegible]をすこし[illegible]ひ[illegible]も縁ひて、
[illegible]をめつて[illegible]
縁ひて思のあるゝ、入[illegible]
おーえ縁あり　書[illegible]化粧の人よ心をつし
いつくともなき[illegible]をなるくと行縁よ和よおもい
の外なる内[illegible]ひそと、さるとゝみ、[illegible]
不思議の思い縁ひけん、[illegible]
[illegible]

[illegible]れらう縁[illegible]をおいそ[illegible]ひそうとおいそくし
て出くゝ新い鬼[illegible]を契をおるゝめ[illegible]て
いうゝもの[illegible]ひ縁くとあるとけれ、おそろしゝ又う
れしくて、志のひ縁ひて[illegible]て[illegible]ちきゝ[illegible]を[illegible]縁ひけ
[illegible]あけ[illegible]縁くふ、[illegible]
貴帝様の縁作い、[illegible]鬼の縁[illegible]
[illegible]契り縁ひけ[illegible]
のあつくること、[illegible]
[illegible]、形[illegible]のあけべし、[illegible]
ふ様の縁作[illegible]

[illegible]おの[illegible]

かこみの石は神なのことなり　業平

また今のみ世は誠のみちあらず、人の心をば
のうちにうるはしくとゝのへたるものゝ
いきをとも言ぬあをうなれ
今のみ世をたゞしくもなれ
またんのみ世をたゞしくもなれ
へといふ

関は清き流れなるの
人の心のみをなうるく

○志ばぶ摺　紀元のきうをきゝて
歌よみ

志ばぶ摺のこと業平の玉斗の業平真をいふ
の妃、おゝ志ばぶの妃とは生れついく
しき石あり生れて砂をして帝（もろけう）生
石のみをもてたゞしぶきとはいふまれ業
のて業平のまをおの歌、うるはしのまをひて
歌を書てをくこと后ゝ女ゝ男めの契
を帝をやまけをあハとおもものを妃帝をうし
けりまたあり石とおもふる生帝をとめりいく
歌あいもとおもものを生歌を結ひてうしけう
業平業平　まはのきゝず后ゝ男めの契
をおもひてうるをのまをうきをとて帝のやうこ

つきん北歌をやるこゝろぐし

以上

○意

鬼貫

心を法界にうつして色をうる梅をこゝろ一念ゆよ
み和ハ大河の元の流をうる蓮をよそむうこと〳〵しさんハ
きたるみぬ人をも風の便りゆ〳〵しうをもやうんん
こゝ〳〵思い或を業のうちをこんてをたさし
うんんをしこひおるん芦垣のまちうきあを
み休ふおゆ〳〵きよるのちるゆこしをゆも
をををこひよるをすこうこんをよう紙ゆあ
あるをを又をいりあるををんゆをのうちを

新さし也〳〵をこんをのをを丹をよを
南ふ梅の便をんとを白をよをうこうの乱れ
花ををひてををもあるを、ひるは花をひをひ
あるをを又ゆをゆ詩めゝゆをよきゆの也を
をゆよ。をををのをゆををを深よゝき
便もかをを思ふ折梅ゆし儀をゆ雨をんを
をんハ牛の尾をををををよをあるは又を縄
をゆ梅ゆし出しをうはしをも或い迫きこをの
道ををへをんをしををもこをつゝしゆはをを
ををし、をんゆ中にうしをゆ人よをををん
ををんを多かしこゆはきををひをを行ぬけ

てたちもとゑたなんハすくなくうつハ似つくあ顔ゑ具
さまゝゑ之のきくゝもれう、あるハ又いそあ者も
ひまこうあく身の人をゝみ年まゝゝて打まつ
花の久しき　も何子祖ゝうゝて程おもゝとハ
志を歌ゝもうれし、又月陰ゝ残の敷をし
のゝゝて志のひやうみよゝんゝんとしゝゝ風情ハ
まゝゝゑゝて接ゝ之のおゝゝもうれしあゝゝ
ゑ子あゝゝおもひ身姫ゝゝハ佛ゝゝゑ神ゝゝ
て折折ゝさま人ゝゝむうひてハやくゝゝうゝいゝ花敷
まゝゝを拾いゝゝ絵ゝゝとゝゝ心の庵をうゝ
ゝゝもおゝゝのゝゝおうゝ又人志れ敷百い数ゝハ

犬さんあやしゝゑゝ雷くゝ毎ゝ胸さハうゝれおもこ
ゝゝゝゝうゝゝとひけゝ行ゝゝゝゝ又ゝ思ひあたんゝ
ゝひあ和こうしゆゝ尾ゝゝまゝて月阿つゝ
ゝ、あゝはけゝくゝき闇守ゝ拍あたくゝんとし
ゝゝひゝゝひゝゝゝいゝゝゝゝん、誰ゝ人志ゝゝ敷人
の例の時ゝもたゝくゝゝやゝ竹ゝゝてゝ知ゝゝゝゝゝ方
もゝ比ゝくゝ屋ゝ事あゝゝを志ゝ敷ゝゝ志のひ青
ゝゝん時の羽ゝ紀ゝよゝみゝんあゝひたくゝて
屋ゝゝ、ゝゝあゝゝゝゝはゝゝゝうゝたふき宣
風ゝ言ゝひてゝたゝゝ敵のゝゝゝゝ之体ふ花
よゝの紙ゝゝあゝゝゝゝ志のひや

うきゑのをとるいしけんはをんなをとこもそろ
しいうみ久しくゆめやと袂引きあてもおあるひ
祢宜の村戸をきくうくてみを抜さまうみひをあ
入てい言七めまてそよ祝さまよ幾抜きくいそを多
め思しさふもんあまてそうれし狭ることとけ
めとおおいうふけしに灯点てくまをの大顔て
セのをのうみ人をしもをひをまうう床しき
いちをまう、やし月つまをうをはるちろつ
くしをうをうんまをくをかうをんバいつをを
おほき人の数うやなうんと思くといつの文をを
いひうんをとをうう祝うちあうあうをこと数

おろきるいまをうをおのはの取るあるさまを
ちをやうちとけ祝よ人をあをバるもひゑ人の
ういさちんといひをいうのんこうを思人しうかよ
へと上みもひを脇を初るうをひこ数うんしをれ
あうはゑちうひあをううをあをこひをの文曲う
よつしをうんいつの夕ううすとゆえしをを
拡の数をくいひをうよくを程うを宝おをうを
折花を雨くををちををうををあの数まつ
いの花バ人をををうを拡色いうの夕をうをバ人
おの猪ゑはゑのあをを拡もをうをいさまをん
ゆををつうう鶯をといふ、宵闇をバ法ひ来

んとうもさてさすあるとをとをあるあるのみ思ひ
あるをとまろんこをこのしられ名をとひとをとを
かをす拙ハまたを宮をこと拙のこをこの毛
をのいををを隆の隆おをうをれををうをうハを
いひしを強もおをるハをうをを拙わををハ皆み
ををを草引れををしををけるハ絶をはをらひ
をををゆを新をうををを完をををを杉をの長
強を拙ひをうををかをををんをれ又寝の夢の芝
る新ハ行をつををを心をを拙ぞ哀をを山をち
ををあ川のをををに行をはをの
行衛もを拙ををうをんをを詠め紀を風情を

ををれををうをを我新ををををををを浅
ましををを又ををを深ををををををの
をををんをを舟車をを法をれ面をを
腹をををきををもおをもをはををををを
をを詠ひをつのををうをを悪をを我拙のをを
をを俺をを毛を 奥世界ひをを
○奥世界ひをを 抜抄十則
ををひををををををを拙をを拙ををを
潮田の奥を毎ををを入をを花をを拙の毛

◎俳

俳をの法を紀 拙紀ををををけを久をを

淋し又山路やく都苔椿の露は川子稀なる涼
し

◎新月

新月ははかなきそのことかを志らし見るさ
けえぬ人すら佛をおむかふ心懸けこそはえば
めるゆふさとを此花の心をやいそ香

◎蓮

蓮はいさくの花もてるその中にひそまるをかな
浄ろはれかしこうれ心ち紀人すん風情を隠
し心あらん人には風情を顯はす只其の人の祀
くれつんゆるなるぐし足の塵・丸もとめん心ある人

の眼すまいのちの花も志らしといふ光ん苦の此こゝ
ろさしはかくおもひ（そうん）を方々るけ年

◎虫

虫は白志めやうろは、籠の内にとらへおろく鳴虫た
る今さく趣を往来月の夜は月を見るを信
の秋は色をむひれ　あるは空こしの風そとの
まくは流るる露いつ死ぬくしても少えねを捨
うまれ居の程を之うまきはく猶んとしを本て交
まて後は沈えも何よこそまてこそは志らぬ定みた
をおつる

◎紅葉

五月雨のはれきるよの雨子をこの梢をおもひ
そめしあまの時雨を松風の時も空をめぐりけ
んへうひ折ふて投る雲の雫そそぐ夕ぐれ
る風信こそ色こそ子うるそしけれ遠き恵
をのをめは耳をかよる度の行さくんくうきき
て千里人の目をさまし一くん秋この春えを思
ひあくはれてるふ心のあくしそけしき折ふ
あくめぶせそいひけん花士うはる里の神も
いつしう錦まうるをそう新さく庭をう
ん花を敬をいとくとれ苦ふいちんをみるの
ふをのこの

◎廉

廉を角あるてそうそれをいうきをおそろ
しき名をたくすあるふいあ巻の枝をさくみ
敬うをこの月を初のこうれ月あをこひ友をえ
て敬のそそれを切るつつ敬をうつ敬をうしの
き人の言をきけて友をきけ人はもこ敬あ
くあ又歌ひくを迎たをくしハ老くをくく思く
うんをこをうあくをけいの終るのあてなき数も
敬のくく

◎雷

雷を本をるくを敬をを花ををくるを花をのくを

咲うめしあるるかしらを打う
しそはるのちうにすまを
しをめ　あるは時お
ひきあ　うはるばし　をあをのこして
形之　もをしけらし　又春よ来て　色の顔き
へけそひめれとりつつ　のあさを打う

◎雪

雪八音ちのしを物もすうう降ともえぐ米の
んる朝戸をしひらけ　ひをけをこそれ白あるを
木々の枝を折みあんらるる　嬉の枝も尽は
つきそめ　ら枝のは　くとるひみる上ろ
もうしきい地そる又山くをり降しそん

能り人のはそちをめと思いゆをあるは冬
べの枝の一ちをを新をのをの細
く之のをも使し

◎氷

池の風をき水の面ろしのと　てりこの
月の影も沈のを朝をり新ろうあふ
魚のかしをを氷ひくを泳きとをあん
を冬の寒さの強のみを寒うるをりる
あるは氷を張人の庭　の庭みい冬　のをを絶くを
ををを　事をををもかををず板板を板のう
をあつきを板を板をもうこうをあをを

[illegible]

○小菊紙

甲子雪園主人余先生[illegible]門主人[illegible]代[illegible]
人とおぼゆる[illegible]風[illegible]坊[illegible]の邸[illegible]この人[illegible]
りそなぐ二人[illegible]両家[illegible]この流を[illegible]中[illegible]門三[illegible]
流紙の中[illegible]小菊を呼[illegible]

れを四ツ[illegible]て四月の小菊[illegible]と流りき加[illegible]
小菊小悔の[illegible]と思[illegible]り林[illegible]田く甲州[illegible]の大
悔[illegible]を出す人[illegible]使用[illegible]実[illegible]の
昏小[illegible]の大悔帝を四[illegible]切[illegible]
式小[illegible]

○水戸公の風流

[illegible]公林子曰この十月の[illegible]水戸参流[illegible]園
菊の花を庭初の花[illegible]十[illegible]挿の[illegible]の朱[illegible]作[illegible]芸朱
舞の菊[illegible]を[illegible]刻[illegible]石摺の四方を
拓[illegible]し上包の表[illegible]流し[illegible]紙二枚[illegible]
[illegible]の[illegible]結を[illegible]続[illegible]刻[illegible]参流[illegible]

雅懐ある盛なる政中の善事の詠や歌もよき趣あれ
意志ある也なくとも之し仙台の菊花四品も皆朱氏
の手づから見よする為種子を拝み なりまして両名きこ
えし鉄あるかの刻の文

去年秋承二厳様所一レ允菊種一、今已及レ時、可下轉二懇管理苑
圃一奉行畢求中數莖上、今将二其名色一開具、分栽之日、幸
惟稟明査発、為感、

一 金菊 老黄　花大而四　幹長枝勁者為金菊

一 粉紅鶴翎　淡紅而花大者

一 鵞黄剪翎　淡黄花不甚大而色媚者

一 白剪絨　花小如錢花瓣細如絨絲者

二月二十四日　朱之瑜　白

唐山の俗語[illegible]厳類く字を用ゆる塔に而色し

○川柳

川柳[illegible]の[illegible]
[illegible]この[illegible]奥[illegible]しるらん
もう[illegible]と[illegible]御[illegible]
[illegible]の[illegible]も[illegible]体を[illegible]
[illegible]来ましたと[illegible]
仙[illegible]の[illegible]入[illegible]のとき[illegible]の人々[illegible]
[illegible]花を手[illegible]て一[illegible]をと[illegible]
大[illegible]人[illegible]も[illegible]のるよ

公衆の人々悔のうとぶ　平右衛門

○日光の堅疎

日光御領の御百姓の畑を麦作の疎のうやうなるうち
堅疎うて横疎なることなく疎うて人湾を麦ゆる
隙なくなる故堅疎うて見るもてゆる者
ことなくなる故人作のうの物ゆつの疎うも動くすることなし
ゆ　今上

○東本願寺の大災

林曰この十月十三日東本願寺自火を焼亡す近代
の記録に第一人の焼る本堂と火勢しきく宗門の僧
多くそこに人飯地集りて消防をしが火勢猛烈にて

防ぎうがたく堂を捨て来も拠なく寺を出の人数八
万人ばかり逃出せりしと聞ふ百人計は本堂と共に灰燼を生ず
出ける者の内に生命を失ふ者又その内に会せらし者
等多しこれも海内に比類なきの出来事
等仏祖を来世を祷多を離れを平人より生じ出づしと思
義しとなり
又曰その出火の時分時方を想しが京の市中の宗
門のうち出家の内より基本寺を各重組を設け本願寺の記
録に納めしとなりかく人心の傾くに此言葉に限りとす
ることなく不思議と云べし

又曰このことをつき山井春名流の人ハ京伝家もしくハ
して後家軒ゑ[illegible]りもしかし迚此
山此時此候の[illegible]
寺情り又屋[illegible]
多ゝ多勢地集冬不
被食成ゝ庭宗[illegible]
し坊面ゝ[illegible]
又[illegible]
六[illegible]の大材[illegible]
の[illegible]
社[illegible]
[illegible]
[illegible]

来の料ゑ[illegible]
とあや夫ゝ[illegible]
[illegible]

○小四郎大茶湯

豊大閤の小四郎大茶湯のゝ[illegible]
の初礼の[illegible]

来る十月朝の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

也

天保十五年八月

御定之事

一 北野之森ニ於て十月朝ゟ毎之天満宮
ゝ御参詣ニ参るべきゝの儀
ハ御名代ハ相勤ゟ
ハ稽古もゝ勤ゟ者の熟心の者ゟ
のゝかゝのゝ者ゟ代ニ成さもゝ
一 参詣熟心之者ゟ者ゟ者ゟ
一つゝつゝ一ツのみ一ツ参ゟ
しゝうゝず出引さけ来りしかゝるべきゝ
一 庶民の義ハ相ゟ之儀ハ
但し代者はとゞつけいなはきゝても苦しからず
事
一 遠国の者ゟ見せさもゝゝるべきの儀十月十日まゝの
御延ゟ無之事
右は御出さんゟ儀代者をゝ
代ゟ者ゟ御出ゟ者ゟ
ゟ者ゟ者ゟ者ゟ
但遠国の者ゟ
ゟ御ゟ
奉行　福原右馬九　蒔田権兵

中江式部大輔　木下大膳亮

宮木在京大夫

豊臣譜云、天正十五年十月秀吉陣于薩州、島津義久降、秀吉宥之、西州平、七月秀吉出筑前、其時、同月十七日遣帰大坂、勅使来慰労之、秀吉移居于聚楽、使秀次居京都邸、又云、十六年十月秀吉於北野松原、催茶湯、若見都鄙好茶者之風情、茶器之好否、也先是程年書於廣小街市、使領于北野之茶湯、故京都泉堺遠近諸茶者大喜咸来、と云々、

[illegible]

○ヘコ組

四方物語ニ杉浦玄医生の話しに、ヤハリ也、曰く勝田の肥後守清正、朝鮮風夷域を振ふ、清正、これを見れば、驚ろの士年の内、年の暮に、金銭数多人夫を設け一ツの酒を作らせ、唄いしひ曰

肥後のか森が来たとそうぶエンショ　若ヶ国ヲ今程

大ひもおろしと云そうぶ　前ヲ刀の引也

是酒を呑めとそうぶ唄いしめ清正、稽古の者を率ひ、流風ヲ[illegible]及ーン年の内、[illegible]の茶者を集ひ、是ヘコ組と称す、北条氏、其ヘコ組、婦人と云ふ、又世子の炊く飯を喫セザル、[illegible]長子拭と木偶

の志ごとき事を勤めて力を競ふ者何んとするか聞て疵を
待てるときハ速に手拭又ハ箒を以て全席を未めるも
修めさる事又無き様に墓を事とし云々ハ人を殺
すものなる因てへコ組を禁せられしも是全く行ふに難しと云
又薩摩の如き者大保田内思ひなし古人或ハ
古来人の士を悪て不実の傳ふ者を一不精と呼ぶ
へコ組多くハ此の一不精のものなるもある事なるハ関
獄を三四名一不精の人数を一々集め獄中を定め
候を命し候自ら出て獄す之ハ軍事を知得する者
因隊伍組末を定め猥りに鉄炮を放つを許さす或
時今日より先ハ銃を費す組あり組末共と何の不

隊伍立こそなる因て全く遠くに志を定めるにハへコ組の者
共に多く候の如く決すれハ軍令を犯すに至る死罪す
べしと思ふも今日のうちハ熟考すべく候組末を定めんと乃ち
きん、へコ共恩を御免に沢て後候又猶す時は後へコ
より先て銃を放つる者数十人候甚敷り即ち是れを
然り是れ皆日常に業すること銃を放ち候事ハ罪を然
し且令する所なし候ハ犯者ありハ刑ある之と業す豈
恵を忘れんや我も命すれハ死を以てするか而今以後令
を守らさるときハ生を禁すれ共ある事申す於て辛を先
ト死を憚らん者を所在なる因て令を背くハ死を恐
れさるものを抑ふるなる法に遵て誅を蒙らんと云ふしと

○

甲斐武田四郎信義の父は義清と号して馬上ちからすぐれ
行歩のときは人をして
乗馬十騎人を駆き出さしむ 戦場に及べば
抜ては其身のフチヲ敵き
たりて其身をうち敵中に駆入て討死せんと又上杉清信の家も
りちからすぐれて馬術のときは鞍の前輪を
敵きたりて下知せしとそ神祖も清信と及は
せられしときは弟を神鞍に乗せ士衆を
下知せられ清信の血統を清信と梁と号家紋印

辰の乗輦の板も作りてあるしゆ敵清信士卒
を下知せられしとき弟あるを将あるを迎鞍をあち
口はくくに張いしめ忍乗の板蓮形をも
共しきられ指下ちとそ

○乗物

或人ものたりて物の乗物の進ぜられ
記歌のなかにもとたらはよりて迎
行の者四五人雇ひ交るく駕を出し
なるを流し出さること流るるこうめ後を駕を
思ひ出すのるるに四五人雇て一人は乗
物いうすくとそんけるに迎ハヤ駕を

修と云あんのうちと

きりてもすたいのうちけんば立の葉の

花のつきうばいとよりとる

人々ゝの中にうつる武蔵やゝとぞ　甲斐の俗話

○風流の三味

林の回り広き方丈山海珍菓を陳列して響宴

堂上の雪を何つもうるまゝ思ふ計りて詩心

を留ることなく正月雪間の梅と雪

の中に但風流の清雅なる人言の表もしらず

月日の過るも忘れ果て子猫の戯れ思出さる

ゝ一年の夏菊の花賞とても

詩思子新酒用ひず客人の招きに応じて訂約の

如く行きしに池に舟を浮べ松陰に溝よりて

朝飯出せしに僅あり種の菜ふうしやゝ魚

肉小海老ちゝをめんてんうに煮凍に製やゝ

四五盃しは過ぎその後酒肴折りあひて殊に賞

賞ありて主客共に飯し畢んはやゝ相光指ゝ

さゝ入るとうしうは舟を一部の岸に溝うて

部上の小亭にて部下の沼の蓮の花を俯瞰す丁

度蓮蕾続て数百株の荷花尺ゝ中に開き翠

風の涼きに芳芬面を撲ばうう来て詩も云

ふ如風情ゝ生れ茶菓供の人の清話

ゝを辞して切りきゝ又或は一法を先とせず拍子
各和の奏あるを最妙の奏あるを以の
ひ能く乗べしとゝのゝ池時ゝるゝば妙
の打技を能尾ゝ多くく揮しゝを能中ゝは和
妙ゝ詞字書ゝゝを詞の和ゝあゝを詞
出ゝゝに者ゝゝは小四ゝ此ゝ計の味ゝあゝの
鐘尺の加ゝを能中ゝ書少の妙ゝ取人ゝ
不ゝゝ或ゝ入ゝゝの義ゝ能ゝ上ゝば手
能鈴子修火を列て晩能代ゝ牛ゝ身と供
絵墨約の拍拍いゝゝも面ゝきゝゝゝゝ

押子
拍法

○加茂の候守京をこゝす

成高年ゝ長ゝ法ゝを林子四ゝ守景ゝ三四人の書す
ゝ不ゝゝて貴業家ゝゝの拍方ゝの奏拍ゝゝ
ゝ悪し因ゝ也年は多くく廣拍也て其ゝゝる者ゝ
てのしゝゝゝれかゝゝゝて四民の家ゝ多くゝ此書
を収能ゝ此ゝゝゝゝかゝゝ四ゝん守京ゝ為人俵
聴ゝる者ゝゝの内貴重陳子書
しゝを見ゝ逃ゝけ家探ゝ拍ゝ拍ゝゝ
ゝゝて一家を起ゝ京ゝ住しゝ書ゝ作ゝ者
半ゝ作ゝゝゝゝゝゝ主候者人と長ゝ四ゝ貴人
ゝゝゝゝは年月を経ゝゝも待ゝゝゝゝか

物の十松芳つ[illegible]の駕籠やさきみけん人とを招
て[illegible]引らしめ一尾鉾を[illegible]朝夕の事の
飯餐を給まるらしてを[illegible]守京何ぞ書
月あるゆを聞くも[illegible]やゝ祇園にゆ京
を結つも許さすこゝを[illegible]を経て妙を[illegible]屏一双
を投て書うくしむ世書黄つの[illegible]
は迷ひうとも清水不のあと[illegible]書ちんと[illegible]
ちう守京ちかうこゝを霧寄して家事弦
ど書きを[illegible]を絃を絃ハる[illegible]と
しとをしゝは夫はいとは書きことをとるの
ゆく取をんをを城内をる後を車を結て戎輪

をもをあの引もきゝすぐ[illegible]祇園を[illegible]
ゆゝ数多くしをみをゆゝもをく[illegible]御急下
さの表へを清をゝ[illegible]やうくゝ車を止さを
京ををんしゝをを祇園を守京え車の徴をを拝折
をゝんををゝをゝゝゝ清水の寺を書を
清水を清きは書をゝを御徴をんをやうくゝ高
世の新書を祇をゝ[illegible]高の[illegible]書かあるの
多く傳りををゝとをゝ[illegible]加候の大事も面を
ををゝけりつを拝況

○をを敦盛あるを

林大学寄井をを敦盛をを敦盛あゝゝを傳ふ寄家の

のみは業ハ甚だ不足なるも如範し今生有信
を飲ぬぬ身も誠のかき正躰する入る子と云評
しぐのかし紛人もと土屋氏部小林家半蔵しの
主家にて今の体にて堀田家の祖も作の当年
堀田ニ成住一世を基てり生れを定へしての当
るぐし武術もあり堀田稲葉ふて刺されて死もしよ
り又来家を去て甲斐殿ち佐ふ尾の朝達佑子
弘きを以て拍こ大鏡の甲斐殿よ仰すべきと思
柾なるすぐし所のば権変術数の人なりて
徳ある人と云難し生々術才のるは制す
論ずべし云云

又異作人信子渋井付しなる者あるを記すなる
此を屡眠話す生者至る今も古きを陥帳
する名の併称載せたるを見たるとまた紛作なりは
ぞと似外数の未来の的勤の者の説をさ
も条らは云ふ弟子謂ふ沈世子要日と我等の
之為いぬるぬかしても生れるも上には此の範し
と曲学生言のかく意見はある人なり 甲斐拙述

○一種の御記

林氏の弟子紀子るを抄したるを甲斐赤誌四く
曲まれ於前く奥録事の北暮のるなあるしめ
俄かる子堅田候年紀堀田拙述を著し御丸奥の太平二

人まち語る所の酒の肴つきうる表右衛門の家屋敷
銀子の使者まうて四月の末まで載せうとも有あ
うて以来あんぬの手あてとして人をあまた具
して備後まであるもしかあらば速に知せる
ようにとの申けるとぞ首尾中さま
くのおもむきあるべしかかるいつきもを外る
りしまゝ此ことを知せ入てのあらせ
○七宮本と考られ
長歌短歌共に書しるす極美つゝ宗祇の
筆なれば一帖を元治元年の秋の末の
ころ此のあるべうう江府町人考られあ

つとゝ考まゝ入手の由来為道筋を尋ねる
先生より仰出都て事に付き七宮本相考るの
上まくきこの清水かせうの中書抜田沢主殿
殿乃筆ゝ及ひ清右一帖之書入清盛
ころ美濃国七宮集ふ徒を清正の後右之書
清月二ツ特やとあり事つゝ道ゝ流らるゝ
清月と清廉とを不を中ころ
清と清廉とを不を中ころ上義清実上ゝ
十二月七日月ころ上ゝ
井松ゝ之ゝ事ゝ
加納壽江守四月ゝ

ハ銀二十枚ハいつにても大名衆よりも廿枚ハ不絶方なきゆへ
唐紙にて銀二枚ツヽとありしに思召ありて
先銀弐枚可遣旨被仰出一帖ニつき黄金壱枚の極を出し
天下の宝ニ候得ハ銀子も遣ハさるゝゆへ極黄金
壱枚ならでハ出さゝる旨仰出されて其後あまた出来しかし
件の御筆の美事成極に黄金壱枚ならでハ出さゝる候
事にて世にあまた出来て見る家ハその古筆家に持出て
つくるすべ出来る事をしらず御筆写の清書に頂戴仕写加
に叶難き分ハ依頼和歌もありて通ひ清書人よりに
おほせありて出来る事とせず候ハヽ依て黄金壱枚を頂
戴仕可差上候ハ不残参地より家に継

に御見分仰付られて金四枚と具加して悦びくし
お預りに付候而件に仰出入御聴に達し御用にて
入置に出来候而御目見え仰付ハ洩文理に出候
奏外公家衆も奥向と刻限の其外の一帖御覧
遣してひらきに御覧遊して所持と全盛し
之上は禁裏より上賜候天保十二丑年九
月中に同家の中納言殿より御記をも乞て再ひ此家
家記にも書付て並に火災をのかれて全
御方にもてなされて久しく世に伝へんと以て御家
故に上げ仰出ありて御持出しも上奏にて長く
長頼及頼証頼の家の一帖に伝へらるゝの

[illegible]

○有徳公画をよろこぶ

御画ゝる時人々多く和義也常に数寄ものゝ

[illegible]

紀州清涼院殿も数寄せ給ひしとかや画

の中名物とや板谷の御茶屋殿慰もて志

中義年寄侍例宗甫も各お給ひ餞

ゆ西国西ゝ中ゝ[illegible]も[illegible]又奥向の表

も侍例宗甫[illegible]も[illegible]

名[illegible]の不[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又市底の[illegible]

[illegible]

もあることゆゑ数多数ゝ御説ゝ有之候へ共御目
利き猶判断ゝ相成候て真偽の訳ハ勿論或ハ銘
数等又唐絵なりと申事も何筆とて其余
たまの画なるへし迚とくと印を御覧被成候ハヽ御手
不申画事なきに判断ゝ御目利也依て此事埋れなく
古画唐絵等御目利相叶候上ゝ集積之の御筆画
且又集めて数多也然ば都ての画并印章画ゟ駒
ならんや也
永徳筆八仙の古出屏風を御役得候手に入し處
を或るとき絵師隠川とやらん見せける處御
めこときき絵手ゟ申之を立会之々画とは不意

書伝も儀り候ひて候処志て与て御覧成候處
などゝ何遠江守方に隠川参る為御経験なし
也とアト御何度に来れて安居也との御咄
候つ入御説には御手に御尋ねより也来る
ことゝ也剣菩上さへ真偽をも御存なく全生
相伺候処也これを先より洗ひ見候をに
御覧候處ゝ鑑定ゝ御屏風に化粧也筆御心
元の能見てなれ様子或候ての思召にて候ゝ候
候ゝ且又其も且又周文筆山水の画之屏
風御経之去不調とて大路遠江守差出し置其
は実上手成候御絵様に屏風ゝ集て各貴足

仰書

◎志勝遺書

仰書録と云ふ事あり高野を出家せしの
草紙もしるしの也志勝の書るゆゑに貳冊
別をたよりに出す

○

一石原行先に清代の者は迷ひ出勤そうろうに
機嫌を損じ候ゆゑ仰られ候と仰られそうろう数度
度々之御意の御法に御座候くなり何事も
御法に成出候ゆゑ拙者引籠居申候
まゝ為也御前に成出しとうれ文の粗忽し

儀と仰られ候ゆゑ北上御心
を悪しうなりまして御茶をぬまも
らんとの御我儘出しとは思へ
指上る也拙者は顔を背らんた
へハ又申方なく拙者二三度及びたる北上御
茶碗は元上ちさんなれ彼二三度及び
へば拙者はちさん夫きらるゝ
事御心地悪て御清代の者御上へ訓
きしまうるの父拙者あまの御座
勿論事にうるに御座へくくも自後の御暇
るめ

一忠篤様ハ例之仕来り福島雲南と云少侍ハ由
厩中百小姓の子也毎日踐みたる餘の菜
ハ何なりとも不弁くへいつも麁菜也彼の
手の内ハ難節又ハ干肴等を御自筆ゆ書
成是を御殿すて立平役人ゆ受らるとを仰
ゆるるるるるる或ハ三度を変てらるとを
ゆらる夫を糠味噌ハ云てゆ仰ゆ
大豆味噌ハ拵きを仰らるんは厩の大豆
の味噌を拵てとを上る大こは矢張年久敷
馬を飼ふ人へうるとを云くとを仰し
由

一忠篤様ハ生来ゆ事ハ方へ出りの節表人拵ゆ
御通上ゆ成ることを仰ゆ御使ゆ方ゆ
きゆ伊豆守殿ゆ御使上ゆすいとゆ
事也義ハ拵ゆ事ゆ拵ゆ事ゆ拵ゆ
ゆとゆ仰ゆ拵ゆ仰ゆ拵ゆ
也御通ゆ信濃ゆ信濃ゆ
被仰ゆ御通上ゆ御使上ゆ
我ゆ事ゆ仰ゆ
一忠篤様ハ下常ゆ差除ゆ仰ゆ
つとゆ洗濯ゆ御下ゆ
きゆ拵上ゆ洗濯ゆ

如此無類なることなりと仰られけれは御
此由家をも継給ふ上は思しきるゝ所の然と
在之通り仰られしとなり
一大猷院様御参詣東照宮様を御崇敬有之候は恵
ことにて毎年の御参詣有之内左御拝殿を出御
葬前の御供奉御年寄衆御参詣有之御権
柳を御目前にて御染なから也其御帰御先
小姓衆に御供を被勧候御随身御敷子に被仰
御物を掛し御染にてみられけれは不残其以来
御拝借被仰付御勿論と御扣を掛て御染御あり
此由を申上候て十日計引込居候

さみ御手をつかせられ候後に成は然は御了簡
近習の者御前を御退候而御掛せられ候御見へさ
せられ候御滝の御涙をなかされ候は座を生御拝借
を見上候ても涙を流し候由無残左様つれ
候者共勤者を見上様の御気を御察候
一日光御目見御登山と其御参御供之者共人々は
御供之者共に御帰り之事も何れも御供之迷惑
仕ることなれは御供之者共子に左様に有へきの
と御後人伺ひ御尋候処左様に有へしとも仰られ
左候て其後ゆかしきこゝわとり申し候は御掛
御とも其方共は我等に仰せつけも御出掛するなれは

ケ能の儀ものの問ふくきこゆ[illegible]
を酒のさかなに飯をすすめ玉方の者を土産とし家
子共への右数拝写物にて[illegible]
今年老ものの右儀を少ても彼ず思ひ
うけたまはり恵を[illegible]
其内[illegible]ケ敷[illegible]
はせの面と果て[illegible]
一忠節家は[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
掘殺し[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一廉の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

其分に尤く不足ニて御褒美下されても猶今
すぐれし事にて一の茶子を出る可き刻
下されし候と然其外にてもくれし人の思ふ所も
且定之外と何れも薄心之由

一小堀遠江守殿一枝五織部の御代官之所
被仰付きて此茶の湯の御数寄方勘定奉行与
御付甚け能に候は多上御茶入の事及び候事
同所之茶入と候を出所枝中もの細川三斎
被下は物候子遠州の持は名茶の数寄者
也其の後は多上清之わしくを御のハ茶の湯今
我をも遠州をえ絶し一と存する也と御

無子は要故を其三ニ而被とも御同三て
無子多くの事て其方は物の道を致
まれし方思ひくて気力の事に物さえ
御信申上置ちゃの遠州枝地候を参
思召され候の御茶入不遠州の付の持さ
御難事かしの引きて出る茶子与と共々
之此あふを渡つけされし在遠此の茶
也

何そに枝の口は掛物ハ宗旦也は自筆の懐
歌子の事は遠州の歌はもし出も不は掛物出候
被下遠州の遠州の堀田加賀守様て其の人を左衛

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○吹上苑にて茜染の試験

延喜式内縫殿式に古代衣服染色及び染皮等
事あり是れなれども今日見る所の苑は
いまだ数百年を経て生ずるものにて
式内苑察なる事染色のみ意味を小
和して染試て大概にて其区画上弥生
なる品余を生ずる所の縫殿吹

上御園寛永十四酉年に染試らるるもの中に
茜染の事昔山科にて染らるるつの法方
とて先ひ山科にて茜染を云ふ所は蘇芳を
以茜染をなすなり
ひいろあるにて生ずるも変色に蘇芳染も
見あひ雨露あるにて生ずる色変色する依之
昔に武蔵に都合茜染を用ゆるもの於是茜
染お染試ることも何にても蘇芳にて
京都の儒医久原宣庵に書
大概茜染のものあり伝之おお染試ること生ず色茜
染にて用ゆる蘇芳にて染染なる於

是ハ征夷大丸の御所萬楽に仰付られしもの妻なれハ
は試としも法華寺ハ諸般子迄年を経て以紀
不多ゆへよつて循命ハ勿論矢羽井がる事まて深
くるの女の物々文八幡宮の薬蒲波備ニ深くる事す
是又深五左衛門を呈し彼ハ其者深さセしよ
大方なりけり深沼を呈し依之諸鐘ニ附し菖蒲波
も以上ニし深さセ、猶子母衣あつても深さセ能
来海日ニおゐて且又家郡ゟも深ミを呉よと庸子
続徹以上ニて不及ニ行御仕舞なり　御方録

〇交合九勢

第一龍飛勢、女子仰臥、男伏腹上、攬股含舌、令女挙其陰物、受男子玉茎刺其谷實、和緩優揺、行八淺六深之法、陰乃壮熱、陽乃剛硬、男楽女歓、両情暢美、百疾消除、

第二虎行勢、女子跪朝低頭、男跪後抱腰、入玉茎、叩陰戸之中、五淺六深之法、陰表開張、陽氣出納、男舒女悦、血脈流通、消除煩悶、益于身心、顔色奇異

第三猿搏勢、女開両股、男子腿生其上、陰戸開張、乃入玉茎、九淺五深之法、快楽尤甚、津液流通、百疾不生、神清氣爽也

第四、蟬附勢、婦人覆耳、直伸左股、曲右股、男跪後、玉茎刺入、叩其玄珠、行七八之数、女陰大張、快樂即止、陰陽順通、自然和美、

第五、龜騰勢、女子伸臥、男子托起、女子 腿過乳、入玉茎、刺其谷實、女情自動、男精施泄、狂熱自然身光爽酥矣、

第六、鳳翔勢、女人仰臥于床、自舉両股、男子以両手按床、深入玉茎、刺其陰戸、使玉茎堅硬、陰戸壮然、内動女子、自揺九淺八深之数、男女深悦、精出加、諸疾不作、此得陰之妙也

第七、鬼吮勢、男子仰臥、直伸両股、女子坐男玉茎上、面向男子、両股在男腿之上、按席低頭、女握玉茎入陰戸之中、刺其琴絃、玉茎堅硬、行七淺八深之数、津液流入女戸之中、女陰降接、徐々抽動、自然美也、

第八、魚趣勢、用二女子、令二女伏其上、使二女相合、亦效男子法、男子坐看女之行、使淫心興起、玉茎硬大、二女自来執茎入内、男睡女坐、津液流通、自然美暢

第九、移交勢、男倚于床、女手左挽男頸、女以左足蹴床、男以右手托女左股、女頁男肩、両手緊貼、女執玉茎、刺入蔓歯、中其谷實、軽揺慢動、九淺十深之数、陰陽交媾、流注津液、深徑 性、自

益男子、日病消除、顔色紅潤、自然快樂矣、

丹書採補方

○媚藥の名數種

一安柴山徹抉恣情散　一楊妃常用丸
一隋煬帝遍宮春　一元慈喜春散
一楊妃夜〻嬌　一長相思
一長思散　一楊妃進玉杯

○西湖の名を以て小西湖の字を冠す

皆川淇園西湖小景、富士翁珍藏也、用筆高古、愈玩愈妙、真士夫之畫也、有題言其略曰、寛政四年大村侯、令唐商沈養山取杭州西湖水、越前人鳥山紫山、得其餘瀝焉、卿、僧海音乞領其半、以貽余、北國即以其水所宮者也、翁即淇園弟、屠城之孫也、其言曰、淇園宮畢北國、去有半、勺餘滴、遺之田山左拳、左拳以此又製一幅、今傳在西京武者巷某家、

中根徹香亭所決

○善庵と鼈

朝川善庵先生、壽年超于長崎、歸途思太宰府、路上買鼈、就舍、呼主人解之、主人辭曰、今日際天滿神祀期、不許殺生、先生不得已、以蔦包鼈置之臥床之側、夜半鼈破蔦爬行縱横、為污

余蔡、後数十年、語之十及、舍一九、一九及作膝栗毛、
借是以章客舍驚駕、一篇、何図先生客中一
瑣事、竟為小説家好材料 今上

○勝高氏の貧困

勝高妻病、嚴原候為遺人参、用畢尚餘其半、
嘗方歳杪、大窮、因寄之所識典鋪金吟氏、且
簡之曰、願収此以代阿堵、俾我斟一瓶酒以餞
窮鬼、時人為之流涕、勝高乞錢賸字々何易
読、以其生平所作行章、多人之不易舍者也
今上

○訪佛と山陽

詩佛至京師、時頼山陽主詞壇、執牛耳、諸文人皆
雄伏服従之、或説訪佛曰、先生先面頼子、而後以之、
以見諸子、諸子必善待先生矣、於是訪佛先抵山
陽、山陽設席、列弟子而延之、坐定、訪佛取銀子
一星於懐中、以為禮、山陽儼然、固辭不受、訪佛
直前撫其背曰、不亦可辛、山陽見其胸襟洞豁、
笑而受之、是梁星巖塾中所傳之説也 今上

○尾藤二洲

尾藤二洲別號約山、豫州川上人、父業操舟、少
時従父渡海遭風、斷檣打其足、不能復操業、於
是適浪華、入片山小西之門、苦憤読書、遂成

大儒 仝上

○頼春水の六楷

頼春水為書生時、屢為人雇書、日本史、以其字
佳而成速、請爲者甚衆、山陽每語人曰、本邦善
六楷者、古来唯有家大人而已、非俗言也 仝上

○古郭の俗名

南郭先生与曲瀨養安相識、養安幕府侍醫
也、先生遺書伪金、有雜題言者爲、乃文中書主
答賦伪狀、以示其意、養安快、為雜之、其書至
今尚存、仝上

○諧 謔

龍子廬与皆川洪園叢恒龍溪橘梅仙等
結詩社、月如会、一日成作諧詩、得壹長三十三
韻秋句、求對不得、席上詰子、為之推敲移時、
亦皆不得、此日當中鋼脚後至、少之、忽曰、子
勁八千八條矣、合席然、拍手称之、鋼脚聖
護法記、王傳、好滑稽、長諧詩 仝上

○栗園孫まくしとる

鈴木桃野詩友人山寺北雅、飲酒、會栗園者至、北
雅素学畫北斎、栗園其弟子也、酒闌、戯奏弄
胡孫曲、桃野拊掌激賞、曲闋、栗園泣然曰、余
嘗在蘇藩中、少北、年記在膝、抵死忘忘、詩

迹厥由前数年、吾挾技將趨于上國、路過至州、
試浴熱海、適瘡發數日不能起、及疾瘳、行囊
罄竭、債負日迫、乃因鬻技以填塡之、舍主人曰、此
境多好畫因者、吾子絡絡紙毫、無用也、不如為
我家奴、炊爨數年、以償之為勝也、時陳亡有
狙公聞之曰、以余新喪絃手、豈能從我而趨、則
吾當代償其債、為於是決焉、從其言、名曰
絃、畫極行狀肆、旬餘成、迺與偕歷海內四、
轉而南面、將入江戶、及千住驛、登肆沽酒、狙公舉
杯屬余曰、吾子從遊已久、然所任邦國皆異邦、
人無知其為誰、江都吾子之鄉土也、從使不能衣錦

而帰、其又何面目、与沐猴為伍耶、言自此以吳於
是余深謝其恩、因問其姓名鄉井、狙公曰、吾從以
大夫扣称後何名氏之有、吾自幼從故大夫周遊
天下、無田宅、無仰畢、除箇狙必如、無復一就
迫、乃執鞭詢索、弄狙以佐酒、竟告別而訣、恨
去、公不敢問吾姓氏閭里也、二子中之、公為無注
日上

○酈家乐為子名

昔者聞法純南先生曰、樂為公執臼、欲以竜
田酈南充儒員、召而接之、公視酈南肩元与貫
肢殊徽章、問曰、先生服章、上下不同、何故应

曰、彭生所著、皆柳原肆訣、故死也、何之徵之早之有、
公色不懌、賜寄出送、曰、相公器小、不足共語也、仝上

○三位狩人

長曾根主静、関宿候侍醫也、好文学有奇才、一日
世子召之、問曰、小倉百歌中、有四三位狩人者乎、蓋
以家隆与狩人後京極摂政之也、主静答曰、有、
山有紅葉、廉履之之句、即予所歌世子哂然、
称其機敏、仝上

○訪佛の狂逸

大達訪佛性嗜酒、寓奚格墅日、密以小壺貯酒、
時出飲之、一日訪佛外出、北山視墅、乍見之曰、誰
是、在我門、用是小胆磁壺、凡好小者、為是無法
天下之大手、已而訪佛帰、或告之、訪佛怫然復
出、以為契一大宝樽、而乎、立之於壁上、且買酒
少許、注之樽中、而乾、抽枘、且甚且飲、大笑放
言、自此以後、日如是、其狂逸率此類、仝上

○鏡底の面顔

蓼湾与友人三四、上鏡底、楼上面顔、書温良恭
倹譲五字、向而視之曰、往往与鏡鄰、在海主
人面華可笑、蓼湾曰、否、是鏡底、必須之語、我
且代主人解之曰、温、笑之婉也、良、魚之鮮也、恭
責之不施也、倹、儉之不費也、譲、人人責之曰、

讀書、蔓清低首沈吟、忽曰、乞家住、雍遊之海
先後齋所毋多序 全上

○夏敬庵、清之書法を落く

卷菱湖与當西因是、並住於軒子橋時、大概
爲清自幼識菱湖、屢到其家、因又像因
是、菱湖深愛盤清之才、時或執手以授運
筆之法、故爲清爲遠人曰、吾之於菱湖、最
不執弟子之禮、書法則其心傳也 八之上

○得齋の懶惰

生父得齋先生性甚懶、一日家人外出、留一僕
給之、先生使去買茶、會因卷平松氏遺僕飯

餅、僕呼于戶外、先生應而不出、如此數次、乃怒
而疏之、先生振几讀書、顧曰、家養出而未歸、炊
爾主來、僕曰、奴且辯之、乃去廚房、移餅于
盒、將至、先生問曰、所將何物、答曰、柏葉餅、
乞將至來、書案曰、吾且試一嚼 全上

○古帖癖

韓大年有古帖癖、一日佑客携來史維則大智禪
師碑双鉤本示之、大年熟視半餉、顧取荷包中金
數枚賞之、客驚而辭、大年曰、勿、余仰望此帖久矣、
但未審傳到吾邦否也、草本拙惡不足見、然因之
以知其既有舶載矣、顧應他日得覩其原本、是

吾所以書而酬也、此事見栗山巷談、今忘其文、因録大略 全上

○松崎慊堂の妓を娶るを仰く

松崎慊堂為書生時、祖郷人於品川、日飛宿娼家、夜半起坐、俯而問之、慊堂告以書生苦学状、娼曰、状元一月学資幾許、曰、不過二方金、然吾輩貧窶、動則生缺乏、娼笑曰、是妾一日之花費耳、得之非難、妾且辦之、慊堂悅而去、自是娼月必遣二方金以助之、慊堂以此得專攻学焉、後比成家、娼年漸色衰、落籍於是、慊堂迎之、居於家、俸養豊備、以報其德、（伯耆川淀侯妓年十七 音羽雅話）

○たちばなの

七月七日を乞巧奠と和訓す、二星は耕牛織女なり、

とうたふ、たちばなの花

と訓ず、（竹内式部の説）

○あさのふ

上古麻糸織いまだあしからず、橘の皮を剥きて折れば仰く引裂て織て用ゐ、

ものときも橘のみを味ふ、麻を落さしめ

八朝のうるはしきものを麻ゆつ、

麻子あさのふとなり、麻子部部

とゆつも麻と橘とを造る紙を部部を拵る故

とうたのみ

梅ちかき法華経を供養す市を本縁とせしてモメン
と嶋く面白き地モメレもそなるあくすうあるを桔
ものもの上古は本縁を略しもめんと云
侍くしたうん生涯の縁を源を結ぶは糸
ようさ古面白しくしくしく繊なる市に桔梗
まく似たるなる本をのたるおなる同じくモメン
ようさ古なるはしたる代の詞の残をなるう
べし（全上）

○

世をいとふ山ゐの山ゐもれたる庵とゆふるのよを

世を長柄ものあるを公の家人なる山ゐ長の長のを
ゐるを蒲を氏つ奥州入印の時父在兵衛と号ひ在
をしゐ作法一揆のとき十ゐ才ゐて立れす家法の
意をえし不破万心と山ゐもを方下の美色なる氏
心沒後山ゐ法入して伏見くのゐ父を兵衛宮
者ゐるを人を分を猛うす山たまを名を改む新
芋を奉を風流の作人の見を聚こうす山中を四
おくみを法めを馴て新名佐とゆふをもを佐
おをうくしし牛義十二あを人形を義し撞芝
ても北山たゆうゐ如しゐるかく高あるあるを
たゆ婚しておをも林家を家ヤ山たゆ

三ぬきを抱えける」とも京都の善法寺流を伝をつとめ
られし法師なりとあり京伊木宮左ゑもん
お節松茸狩る行しゐ周章かくるゝ山先
ゐ駄をぬき妻龍風流あるまく作を行
あひしゐば宮左ゑもん人くるまを思ひ出を言
根のもとしゐ人くおく宮左ゑもんを洛
ゑす芸後を傳善法の宮ゑ人の見あて山
左ゑ宮左ゑもんを知うゑる北者えまあるもの
しも祈れす山左ゑもんかゝ
ぬゑ米右馬助とのの名きゑもんをかゝりけるも
いまもゑ人七助をもちゐゑ人まもかゝ

かまゝばおもふまゝに傳奥を切ちゝも終後
つくあまちゝ死ゑ又石破芳花を表沢公方屋
山ゑも生ゑの方に後を切ゑも
ゑる丸石屋を石破ゑ殿おとゝあ後あも
粗文芸石やゝ芸を書し歌ふ石破付た
ゑゝゑゝは法ゑも金ゝ万九ゑも山ゑ
万九ゑ石四ゝ成の十姓名ゑ人生法六ゑの
三ゑ六の年ゑゑ伊後の芸後お藤ゑ
元録の法ある家の藤宮本藤河宮四動伊ゑ芸
石ゑゝ又ある行れしゐば芸ゑもを粗文後宮
とゑゑとゝゑも芸ゑ年ゑ石破飛左ゑゝ芸法

仕打に涉りてもなほ宮田用ひ給りまする役目を
芸をもつ切腹一とあらば拙者の事なれば
桃左右の顔を見れば隠れんもあるまじ
るべくさんば初めの役名せのうすれかとも思ひたる情
り生命中村傳のかぶり狂言刀のこしを桃左右
まあとうとうとも傳右衛門を通さんと高言上り
傳右衛門早く迎て生花くに入れ和の右衛門を
御くせうを狂言も正如桃左右狂言いうり来
花井才三郎とかの役者
桃左右をとく見れば主膳の見るとおもひ
足とうの家者はなほ思ひもよらぬ

私何ぞのはお御様もひとがしまうしは役を
をさせんをさぐーとひきしめもの有桃左右
いうのあるう芸屋をひて花井が所をさん
くまあけら是を彼方を生屋行なまぶ
をも花井才三郎の屋をもけ是をうの御名
思ひもまきあうまくも思ひもも狂言仕組同
名をあ不破桃左右をかつて石敢仕左右も
名を見山うのうのオ三郎似をもひて名組
山三郎ぶ仕左衛を屋を狂言
桃左右の面南の仕うしをもうを狂言大き
まあるとて学仕事をうを名を名かを屋井ともも

えゆすとろと　全上

閲覧室